



弁護団だより

みんなして

No.63 発行 2017年4月
「生業を返せ、地域を返せ!」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向		弁護団・原告団の取り組み	
4月24日	福島県調査、県外自主避難者、8割が帰還しない意向	4月19日	原告団・弁護団合同会議（郡山市）
4月26日	玄海原発、佐賀県知事が再稼働同意	4月24日	神奈川署名要請キャラバン
5月08日	東電新再建計画、柏崎刈羽原発再稼働を平成31年度以降6パターン想定、全期なら300億増益	5月09日	北海道署名要請キャラバン

洗濯をしましたよ!

福島支部 渡部保子

結審の翌日は、襷（たすき）を洗うのにふさわしい晴天でした。昨年、原告団事務局の鈴木文夫さんが、白地に青い文字「生業を返せ、地域を返せ!」の襷を洗濯した光景をメールで見せてくださったので、今度は私が…と、雨を吸って重くなった襷を持ち帰りました。手慣れた主婦の仕事です。

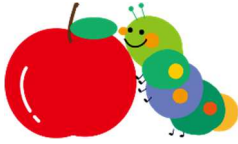
やりながら、（ここまでよく来れたなー）と結審日のあれこれを思い浮かべました。普通の暮らしを奪

われた怒りと悔しさだけで、裁判に入った私です。提訴の後、いつの間にか、みんなをつなぐ世話人として働くことになりました。

提案された方針を具体化するのに悩んだり苦しんだり、それでも目標があったから、みんな空中分解せずに感動的な結審の日までに漕ぎ着けられたのだと思います。

南雲先生から、「5合目だ」と言われたことを肝に銘じ、結審の弁論で涙を流しているだけではダメと自分に言い聞かせ、当面する課題をやっていきたいと思います。弁護団の先生方、原告団の皆さん、ありがとうございました。がんばりましょう。





もう過ちは繰り返してはいけません。

原告団事務局次長 服部崇

生業訴訟九州キャラバンと「原発なくそう!九州玄海訴訟」の意見陳述を4月12日～15日まで原告3名と馬奈木弁護士と行ってきました。

佐賀地裁での期日に参加して、原発事故から6年。福島市在住の原告として意見陳述をさせていただきました。

私の玄海訴訟での主張はこうです。福島の原発事故により農作物の出荷停止や「いわゆる風評被害」が今でも起きていること。その出荷停止により我々の仲間が自死したこと。原発は安全ではなく、事故を起こし放射性物質が大量に降り注いで農地が汚染され続けていること。

そして、自分自身の被害。これは、玄海訴訟弁護団の池永弁護士と打ち合わせをし、自分でも気づかなかった被害があることに気が付きました。具体的には当時の家族との葛藤です。避難するか、しないか。避難してもそのあとは?などここでは語れないことを裁判長に全身全霊で訴えてきました。



最後にこう意見陳述しました。

「今、全国では福島原発事故がなかったかのように原発が再稼働されようとしています。福島の現状を見れば再稼働などはあり得ません。世界一の厳しい基準で精査したから安全?再稼働していいと言っていますが、福島の事故があるまで私も信じていました。しかし事故は現実起こり、今も被害が続いています。もう過ちは繰り返してはいけません。裁判長!玄海原発は動かさないでください」と。

「原発なくそう!九州玄海訴訟」のみなさんと交流できたことも大変貴重な機会でした。引き続き、ともに頑張りましょう!



九州キャラバン感想

菊地穂奈美

遠く九州の地に来て、福島の皆さんの声を伝え、署名の協力を訴えるというのは、なんだか怖かったです。伝わらないんじゃないのかと思ったりして。もちろん杞憂でした。原発事故は福島だけの問題じゃない、自分たちの問題でもある、と。協力します、と。どこを訪問してもうれしい言葉をいただきました。3000枚、5000枚の署名用紙を送ってください、と言ってくださいところも。それは玄海原発・川内原発を抱える地だから、というだけではないのだろう。東北とはまた違う、山とか街並みとかそんな風景を眺めながら、ここにもたくさんの暮らしがあるのだな、と当たり前のことを思うのだ。原発事故が起きていいところなんて、日本中どこにもない。世界中どこにもないのだ。

不安な気持ちで訪問した中で、暖かい言葉をいただいた時に素直にうれしいと思えたことが新鮮でした。連帯ってというのは、こういうことなのか!と思った。どーんってきた。僕は今まで、どんな気持ちで連帯するって言葉を使ってきたらう。九州の皆さんから学ぶことも多かったし、見習うべき姿勢も

見た。やばいぞ僕、今までいったい何してたんだよって、思った。生業訴訟のたたかいを伝える、自分の被害を伝える、誰かの言葉を伝える。口にするたびに、改めて考えました。

福島に帰ったら九州に少し遅れて春が来ていた。原発事故から6年、経った。今年もまた田畑を起して種を蒔く。来年も。連綿と続いていく農業は、僕の故郷だ。福島で署名頑張らないで、どうするんですか。僕自身にそう問われている、と思った。全国からの協力を、たくさんの仲間に、自分自身の未来に励まされている。へこむときもあるし、疲れるときもあるけど、みなさん、頑張るところですよ！



生業訴訟第二陣 第1回期日（6月12日）のお知らせ

3月21日に第一陣訴訟が結審し、10月10日に判決が言い渡されます。

この訴訟と同じ内容の新たな裁判を、第二陣訴訟として、2016（平成28）年12月12日、福島地方裁判所に提訴しました。原告は約300名。第一陣訴訟とともに、国と東電の責任追及をさらに強めていきます。

また、法廷外集会では、「福島第二原発取消訴訟の経験に学ぶ」と題して、当時、裁判の原告・弁護団としてたたかった方々のシンポジウムを行います。我らが生業弁護団の共同代表・安田純治弁護士も登壇します！生業訴訟をはじめ、いま全国各地でたたかわれている原発訴訟にもつながる貴重なお話です。ぜひご参加ください！！

<6月12日のスケジュール>

<裁判所>

12時00分	あぶくま事務所前集合
12時20分	期日前集会
12時50分	行進開始
13時00分	署名用紙提出
13時15分	進行協議期日
13時30分	傍聴券抽選
14時00分	弁論期日 原告意見陳述2名、代理人弁論
15時00分	弁論



<文化センター小ホール>

13時30分	法廷外集会
15時30分	報告集会



裁判費用の納入のおねがい

第1次提訴から4年を迎え、いよいよ結審となりました。現在、弁護団では2回目、3回目の裁判費用を集めています。まだ納入されていない方は、ご協力をお願いいたします。

第1次（2013年3月11日提訴）、第2次（2013年9月11日提訴）、第3次（2014年2月10日提訴）の原告の方は、各6000円、第4次（2014年9月11日提訴）の原告の方は、9000円となります。2回目をまだ支払っていない方が約900名、3回目をまだ支払っていない方は約1200名いらっしゃいます。お支払いは、下記の口座に振り込む方法によるほか、期日の際や各地で開催される説明会の際でも受け付けています。

支払い済みか問い合わせをご希望の方は、下記の支部担当の弁護士までお問い合わせください。ご協力のほど、よろしくお願いいたします！

【振込先】 ゆうちょ銀行 記号 00240-3 番号 83018

又は

みずほ銀行 川崎支店 普通預金口座 4425545

口座名義：福島原発事故被害弁護団（ふくしまげんぱつじこひがいはんごだん）

【各支部担当弁護士】

◆福島支部（福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、飯舘村）

担当 弁護士 鈴木雅貴 あぶくま法律事務所 TEL:024-534-5151

◆相双支部（南相馬市、相馬市、新地町、榎葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）

担当 弁護士 藤原泰朗 安田法律事務所 TEL:024-534-0009

◆県中支部（郡山市、須賀川市、田村市、本宮市、岩瀬郡、田村郡、安達郡）

担当 弁護士 渡辺登代美 川崎合同法律事務所 TEL:044-211-0121

◆県南支部（白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡）

担当 弁護士 鹿島裕輔 東京東部法律事務所 TEL:03-3634-5311

◆会津支部（会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡）

担当 弁護士 船尾遼 城北法律事務所 TEL:03-3988-4866

◆いわき支部（いわき市、広野町）

担当 弁護士 藤原泰朗 安田法律事務所 TEL:024-534-0009

◆米沢支部（米沢市及び周辺への避難者）

担当 弁護士 青龍美和子 東京法律事務所 TEL:03-3355-0611

◆沖縄支部（沖縄県への避難者）

担当 弁護士 中瀬奈都子 川崎合同法律事務所 TEL:044-211-0121

◆支部なし（その他）

担当 弁護士 斉藤耕平 埼玉東部法律事務所 TEL:048-965-2600

題字「みんなして」は、筑井誠さんの筆によるものです。